

## 女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年7月現在、締約国189か国中114か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は153か国のうち121位といまだ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女子差別撤廃委員会に直接申立てをすることができます。委員会は内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知することを制度で定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割です。2016年に日本の条約実施状況を審議した女子差別撤廃委員会は、選択議定書の批准を日本政府に勧告しています。今年3月には、第9回日本定期報告への質問事項が提出されており、その中で選択議定書の批准に向けた検討等について意見を求められており、日本政府は1年以内に回答することとなっています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としています。

このような状況を鑑み、東大和市議会は政府及び国会に対し、女子差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

（議決日）令和2年9月18日

（送付日）令和2年9月24日

（送付先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特

命担当大臣（男女共同参画）